

# 多子世帯の大学無償化の延長について

\*多子世帯の大学無償化に申込する方は、高等教育の修学支援新制度に申込をしてください。

\*保証人の自署など時間のかかる書類もあります。まず申込完了までのながれを一読してください。

募集要項受取	5月16日(金)まで【厳守】
申込書類提出	5月23日(金)まで【厳守】

\*期間延長していますので、この締切以降は一切受け付けません。

## 申込完了までのながれ

<p>1. 募集要項受取(以下の書類を渡します)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○申込用書類一式</li><li>○識別番号</li><li>○奨学金同意書兼地方税同意書</li><li>○スカラネット入力下書き用紙</li><li>○奨学金案内(ダイジェスト版)</li></ul>	5月16日(金)まで 【厳守】
<p>2. スカラネットおよびマイナンバー(個人番号)の入力</p> <p><a href="https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/">https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/</a></p> <p>マイナンバー(個人番号)提出はマイナンバーカードがなくてもできます 提出ができない場合は、別途書類が必要です！次ページ参照！</p>	スカラネット入力は左記 URL またはこちらから 
<p>3. 申込書類提出 (申込書類はダウンロードできます)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○<a href="#">チェックリスト</a></li><li>○<a href="#">奨学金申込書</a></li><li>○<a href="#">申込内容確認書</a></li><li>○<a href="#">修学支援の措置に係る学修計画書</a></li><li>○<a href="#">口座振込依頼書(授業料等減免分返還用)</a></li><li>○<a href="#">生計維持者が扶養する「子ども」の数の申告</a></li></ul> <p>【注意】 下記の該当者は追加書類が必要です！次ページ参照！</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○2025年度入学生</li><li>○申込者本人が外国籍</li><li>○申込者本人が社会的養護を必要とする人</li><li>○生計維持者が海外居住(2024年1月1日時点)</li><li>○マイナンバー(個人番号)が提出できない人</li></ul>	5月23日(金)まで 【厳守】
<p>4. 奨学金確認書兼地方税同意書を JASSO に郵送する</p> <p>【注意】 郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください！</p>	5月30日(金)必着 【厳守】

**【重要】 下記の該当者は申込書類と一緒に必要書類を提出してください！**

必要書類	
2025年度入学生	<p>出身学校長発行の調査書(厳封・卒業後に発行のもの・見込不可・成績証明書不可)</p> <p>*高卒認定試験合格者の場合は高卒認定試験合格証明書</p> <p>*学士・編入学生の場合は出身大学の成績証明書</p>
外国籍の人	<p>在留資格・在留期間(※1)(※2)が明記されている下記のいずれか1点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カード(コピー)</li> <li>・特別永住証明書(コピー)</li> <li>・住民票の写し(原本)</li> </ul> <p>・家族滞在の場合のみ上記に加えて出入国記録の写し(原本)(※3)</p> <p>(※1)「法定特別永住者」および「永住者」については在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。</p> <p>(※2)申込日時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類(コピー)を提出してください。</p> <p>(※3)出入国記録は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する出入国在留管理庁の記録です。</p>
社会的養護を必要とする人	<p>あなたが社会的養護を必要とする人(満18歳となる前日に児童養護施設等(※1)に入所して(養育されてまたは一時保護されて)いた人(※2))であることがわかる日付が記載された証明書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等在籍証明書(施設長発行)(コピー可)</li> <li>・児童(里親)委託証明書(児童相談所発行)(コピー可)</li> <li>・措置解除決定通知書(児童相談所発行)(コピー可)</li> </ul> <p>(機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」(原本)でも可)</p> <p>(※1)児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親</p> <p>(※2)高等学校を卒業することにより満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する(養育・一時保護される)こととなった人も含む</p>
生計維持者が海外居住の人 2024年度(2023年1月~12月)の住民税が課税されていない人	<p>生計維持者の「<a href="#">海外居住者のための収入等申告書(※1)</a>」等</p> <p>(※1)必要事項を入力の上、必要書類添付書類と一緒に提出してください。 海外居住者のための収入等申告書は右記二次元バーコードからダウンロードできます。</p> 
マイナンバー(個人番号)が提出できない人	<p>マイナンバーを提出できないと申告した人の「令和6(2024)年度(非)課税証明書」(コピー可)及び「<a href="#">マイナンバーに代わる提出書類(様式)</a>」(※2)を提出してください。</p> <p>(※2)マイナンバーに代わる提出書類(様式)は右記二次元バーコードからダウンロードできます。</p> 

**募集要項受取および申込窓口**

<p>多摩キャンパス通学生(学生部事務室奨学課)</p> <p>〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1</p> <p>☎042-674-3461</p> <p>📧<a href="https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48">https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48</a></p> 	<p>茗荷谷キャンパス通学生(茗荷谷スチューデントハブ)</p> <p>〒112-8631 東京都文京区大塚 1-4-1</p> <p>☎042-674-3461※奨学課につながります</p> <p>📧<a href="https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48">https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48</a></p> 
<p>後楽園キャンパス通学生(学生部事務室都心学生生活課)</p> <p>〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27</p> <p>☎03-3817-1716</p> <p>📧<a href="https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44">https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44</a></p> 	<p>市ヶ谷田町キャンパス通学生(学生部事務室都心学生生活課)</p> <p>〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27</p> <p>☎03-3817-1716</p> <p>📧<a href="https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=138">https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=138</a></p> 

\*窓口時間は事前にご確認ください。